

貿易取引における電子船荷証券の 物権移転問題について

— CIF契約の観点から —

西 道 彦

目 次

はじめに

- I. CIF 契約の特質と所有権移転
- II. ペーパー B/L の性質と物権移転
- III. 電子 B/L の物権的効力
- IV. ポレロ B/L と物権・債権の移転

はじめに

わが国の貿易業者は、貿易運送において依然として商人の長年の慣習である CIF 条件を多く使用している。その理由は、この条件が商慣習を明文化したものであること（一方、CIP は国際商業会議所が考案したもの）、また CIF という略語から販売・価格条件を利用者が容易に理解できること、さらに輸入通関時の課税価格として CIF 価格が用いられていることにも求めることができよう。

CIF 条件をコンテナ輸送に使用する場合も売買当事者が危険移転時点をしっかり認識しておけばよく、仮に貨物に損傷があった場合も貨物海上保険で回収できれば、あまり大きな問題は生じ難いと考えられる。

したがって、この CIF 契約は、今後も貿易業者の間で利用されていくであろうとの予測の下に、本稿において CIF 契約を取り上げることにしたい。

とくに私は、象徴的引渡 (Symbolic Delivery) としての CIF 契約に関心があ

り、電子船荷証券を用いて CIF 取引を行った場合に、どのように所有権移転を理論構成したらよいかという問題を考えてみたい。

そこで、まず I 章で CIF 契約の特質を整理し、その上で所有権移転の問題に言及する。次に II 章で象徴的引渡のベースとなるペーパー船荷証券 (B/L) の法的性質や機能を整理し、III 章でペーパー B/L の性質・機能を踏まえて、電子 B/L がそれをいかに代替できるか、その場合の物権移転の理論構成は、どのように考えればよいのか、最後に IV 章ではボレロ B/L について CIF 契約の観点から自分なりに整理するつもりで述べてみたい。

I. CIF 契約の特質と所有権移転

CIF 契約は、物品の海上輸送を前提として、売主は、指定の仕向地に向かう船舶に契約に定められた物品を船積みし、船積後に船積書類を買主に提供する義務を負う。

この義務を遂行するために、売主は、船会社と海上運送契約を締結し、また保険会社と海上保険契約を締結しなければならない。海上運送契約に基づいて、船会社は、売主に運送書類として船荷証券 (B/L: Bill of Lading) を発行する。CIF 契約においては、その本質からこの B/L の発行形式は、売主の指図式を要求するものと考えられる。

CIF 契約の下における引渡は、物品の物理的な引渡ではなく、船積書類 (B/L、海上保険証券、インボイス等) の引渡しを示す。したがって売主は、この船積書類を買主に提供することによって、売主の物品引渡義務が履行され、別段の特約がない限り、買主は船積書類と引き換えに代金を支払う義務を負う。

この船積書類のうちで、B/L は、CIF 契約において中核的な書類である。この B/L が物品の象徴 (symbol) としての機能を果たすことについては、イギリスの判例で認められている^{注(1)}。

B/L は、物品の引渡請求権を化体した権利証券として物品を代表し、物品を象徴する。CIF 契約においては、船積書類の引渡が物品の引渡と同じ効果を

有する。

買主は、この B/L の引渡を受けることによって貨物を自由に処分する権利を持つ。この B/L の性質（売主の指図式）から、物品は B/L を譲渡することによって本船の航海中에서도転売が可能となり、これが CIF 契約の重要な特徴の一つとなっている。

CIF 取引の場合には、船積書類の引渡は、基本的には売主から買主に引き渡されるものと理論的には考えられるが、通常、荷為替の方式で銀行を経由して行われる。このことから CIF 取引の基本的な手段は、B/L、為替手形および信用状であり、これらの手段は、銀行関与の下で、物品の引渡と代金決済の同時履行を可能にし、さらに CIF 取引に関する履行リスク、信用リスクの回避を実現している。CIF 契約は、船積地において物品を引き渡す積地売買である（FOB 契約も同様）。したがって特約がない限り、危険負担も船積港において物品が本船のレールを通過した時に、売主から買主に移転する。

英法では、所有権を持っている者が原則として危険を負担する（risk prima facie transfers with property）ことになっている^{注(2)}。したがって積地売買である CIF 契約においても所有権は船積時に移転するものと考えられる。ただし B/L を売主の指図式とした場合には、所有権は留保されることになる^{注(3)}。

それでは、CIF 契約において B/L を売主の指図式とした場合には、船積時には全く所有権は移転しないのであろうか。

CIF 契約の下では、船積行為は、契約に対する物品の充當行為の最も代表的なものと考え、所有権は、船積時にどういう形にせよ移転するものと考えるのが妥当であろう。Vold は、個々の取引の条件において、ある一定の動産の財産利益（property interests）は数人の当事者によって分割され、誰も唯一かつ無条件の財産支配権（ownership）と正当に言える利益を有する人はいないとの見解を示し、分割所有権の理論（Theory of Divided Property Interest）を提唱した。すなわち所有権を担保利益（security interest）と受益利益（beneficial interest）に分け、受益利益を一種の共有所有権と見なしている^{注(4)}。

この分割所有権の理論を導入すれば、CIF 契約においても所有権は、船積時

に受益利益が移転する。したがって CIF 契約の下では、危険と所有権は同時に船積時に移転するが、その時の所有権は、完全な形のものではなく、受益利益という一種の分有所有権である。

この所有権を分有するという考え方は、ボレロの電子環境でも形を変えて採り入れられていると考えられる。ボレロ (Bolero) の権利登録データベースの機能では、権原登録は、Ownership と Holdership に分離して登録され、Ownership と Holdershipの権利が別個に移転するシステムになっている。B/L の Holdership は、売主から取引銀行そして信用状 (L/C) 発行銀行に移転しても、所有権者が占有者でない限り、Ownership は移転できないことになっている^{注(5)}。

したがって、このボレロの電子環境では、荷為替信用状に基づいて輸出される場合、ボレロ B/L の Holdership (占有権) は、銀行に移転するが、Ownership (所有権) は売主に残ることになる。

このシステムを利用して CIF 取引を行う場合には、Ownership の移転時点が登録制のため明確になっており、所有権の移転時期の問題は解消されることになろう。しかしながらこのシステムにおける所有権移転がどのような理論構成を採るかという問題が残っている。

II. ペーパー B/L の性質と物権移転

B/L の電子化を考えるに先だって、ペーパー B/L の法的性質および機能を整理してみたい。

B/L は、権利証券 (document of title) として、1889年制定の Factors Act の第4条に「権利証券という表現は、通常取引の過程において物品の占有 (possession) または支配 (control) の証拠として使用され、あるいは裏書または引渡によって証券の所持人にその代表する物品の移転または受領の権限を与え、または与えんとする船荷証券、埠頭倉庫証券、倉庫業者の証明書、物品の引渡のための保証書または指図書、およびその他の証券を含む」と規定されて

いる。

またアメリカにおいても Uniform Sales Act で同様の規定が見られる。このように英米法の下では、ペーパー B/L は権利証券とされている。

またわが国の商法および国際海上物品運送法においては、ペーパー B/L は、有価証券として、次のような性質を有している。

- (1) ペーパー B/L が作成されたときは、これと引き換えでなければ、運送品の引渡を請求することができない（商法584条、国際海上物品運送法10条）。…受戻証券性
- (2) ペーパー B/L の所持人の利益を保護し、B/L の流通に資するため、運送人と B/L 所持人との間においては、運送に関する事項については B/L の記載によって決まる（商法776条、572条、国際海上物品運送法9条）。これは、B/L の債権的効力と呼ばれており、運送人は、B/L の記載が事実と異なることをもって善意の第三者に対抗することができない（国際海上物品運送法9条）。…文言証券性
- (3) ペーパー B/L は、当然の指図証券であり、証券上で指図された者が権利者となり、またその者が裏書により権利者を指図することができる。証券上裏書が禁止されていない限り、裏書によって譲渡することができる（商法574条、国際海上物品運送法10条）。…当然の指図証券性
- (4) B/L によって運送品を受け取ることができる者に、B/L を引き渡したときは、B/L の引渡は、運送品の上に行使する権利（所有権・質権等）の取得について、運送品そのものの占有移転があったのと同一の効力を発生させる（商法575条、国際海上物品運送法10条）。これは、B/L の物権的効力と呼ばれる。

したがって運送品の所有権移転契約や質権設定契約の履行として B/L を引き渡すときは、運送品の引渡と同様に、B/L 所持人は運送品の所有権移転または質権設定を第三者に対抗することができる（民法178条、344条）。

- (5) B/L が作成された場合には、運送品の処分は、B/L によって行わなけ

ればならないとしている（商法573条、国際海上物品運送法10条）。これによって取引の安全性が確保されている。…処分証券性

このように英米法、大陸法いずれも B/L の占有移転が運送品の引渡請求権等の債権を移転させるだけではなく、運送品自体の占有移転（引渡）の効果を生じさせる。

B/L という有価証券を引き渡せば、物品を引き渡したのと同様の効果を生じさせるとされているが、証券の引渡はあくまで証券の引渡であり、物品は実際には手元にはない。そこで証券によりその物品の移転を認めるために、どのように理論構成するのかという問題がある。

「絶対説」は、運送人の運送品の占有の有無にかかわらず、ペーパー B/L の引渡によって運送品そのものの占有移転が絶対的に生じるとする。これは、商法の物権的効力を定める規定（575条）は、民法に定める占有移転の規定（182条～184条）以外の特異な占有移転の方法を運送品について定めたものであると考える。

すなわち商法第575条により、ペーパー B/L には相対説（運送人が直接占有を有することを前提とする）では引渡が認められない場合にも、引渡と同一の効力を生じさせるという特殊な効力が付与されていると解釈する。

この考え方は、後述するボレロシステムにおいて、ボレロ電子 B/L に係る権利移転の登録機関として、運送品の直接占有者でないボレロ・インターナショナル（Bolero International Limited）が就任しているため、再考される必要がある。一方、後述する CMI 規則では運送人（直接占有者）が登録機関となっている。

「相対説」は、占有をペーパー B/L 所持人の“間接占有”と実際に運送品を持っている運送人の“直接占有”に区分し、B/L の引渡が、運送人の直接占有を通じて、B/L の所持人の運送品に対する間接占有を移転するものとしている。

この相対説は、さらに「厳正相対説」と「代表説」に分かれる。

「厳正相対説」は、証券の引渡について、民法184条の指図による占有移転の

要件を満たさなければ、物権的効力が生じないとする。一方、「代表説」は、B/Lの引渡は、運送品の間接占有の移転であって、民法184条の指図による占有移転の手続きが不要なのは、B/Lが運送品を代表する効力を有するからであると言われている。

「相対説」においては、運送品が物理的に滅失したり、第三者に善意取得（民法129条）された場合は、B/Lの物権的効力も失われることになるが、そうでない場合は、運送人が運送品の直接占有を失っても、間接占有しているために占有回収の訴によって回復可能な場合は、物権的効力が認められることになる。

わが国では、ペーパー B/L の物権的効力が生じる理由は、B/L 所持人が運送人に対する運送品引渡請求権に基づき運送品につき間接占有を有し、B/L の占有移転により、その間接占有が移転するからであると、「相対説」に依拠して一般に説明されている。

ペーパー B/L は、運送品を受領したことを証明するだけでなく、運送契約上の運送品引渡請求権を表象している。一般に占有者は、その占有を法的に正当ならしめる何らかの法的根拠（引渡請求権、所有権）に基づいて占有するものと推定される。また B/L の所持人が第三者から運送品を取り戻せるのは、所有権が移転しているからできることであって、引渡請求権では運送人に対して要求できるだけである。そこで私は、この運送品引渡請求権および所有権の一部である担保利益に基づいて、B/L 所持人は運送品につき間接占有を有するという立場で考えていきたい。

そして、この B/L の占有を移転することによって、遠隔地間の決済が可能になっている。すなわち B/L と引き換えに代金の支払が行われ、また銀行に担保として提供することができるのである。

CIF 契約の取引においては、B/L の形式（売主の指図式）によって、運送品に係る所有権の一部である担保利益が買取銀行に移転することから考えると、B/L を含む船積書類を買い取った銀行を“Pledgee Holder（質権保有者）”とすることは問題があろう。わが国においては、一般に質権設定は、所有権の移

転を伴わないとされているからである。

B/L を含む船積書類の買取に関しては、『外国向為替手形取引約定書』において、「付帯荷物および付属書類は、外国向荷為替手形の買取によって負担する手形上、手形外の債務ならびにこれに付随する利息、割引料、損害金、手数料および諸費用の支払いの担保として貴行に譲渡します」と規定されている。すなわち金融機関は、運送品を譲渡担保として確保することを債権保全手段として望んでいる。

所有権の移転を前提に考えると、金融機関の立場からは質権設定では問題がある。質権者が、いざという場合に、その物から優先的に弁済を受けるには、民事執行法の規定によるのが原則である。質権の正規の担保権実行は、民事執行法の競売によることになる。したがって質権者が、目的物を自ら換価して担保権の実行ができないので、金融機関は、貿易金融の担保として質権構成を不適としているものと考えられる。また質権設定者による代理占有が禁止（民法345条）されており、質権の設定において占有改定が認められていないことも問題である。

現行約定書に基づき、CIF 契約で金融機関が金融実務を行う場合には、CIF 取引においては買取に際して、譲渡担保権者の地位を獲得することが必要であろう。すなわち B/L の電子化においても、買取銀行は、運送品について担保として所有権を確保できる Holder-to-order（指図式 B/L で指図を受けた B/L の所持人）とならなければならないと考えられる。

Ⅲ. 電子 B/L の物権的効力

ペーパー B/L の性質と機能を踏まえて、電子B/L がいかにそれを代替できるか、その場合に物権移転の理論構成をどのように考えるのかについて検討する。

問題は、ペーパーによって作成された B/L に一定の法的効果を付与している現行法の解釈からは、電子データを利用した「電子船荷証券」に有価証券法

理を適用することはできないというところにある。

したがって商法第575条がペーパー B/L という有価証券に付与した特殊な効力をそのまま電子 B/L に適用できない。それゆえ電子 B/L の物権的効力の法的構成を考える場合に、どうしても選択肢が限定されてくるというのが現状である。結局、民法の一般法理（指図による占有移転）を基礎として理論構成を考えるということになろう。

そこで商法の第575条を生かすために、物権証券の電子化において、権利等を“有価証券化”し、そしてそれを電子化するという方法を採用すれば、現行のペーパー B/L の条文はそのまま適用可能である。これに対して占有を移転する“指図”を電子データ化するという方法もある^{注(6)}。

前者の考えに立てば、B/L の物権的効力に関する見解のうちの、商法第575条が付与した特殊な効力を基礎とする「絶対説」が選択肢に入ってくる。

ペーパー（証券）によって作成された B/L に一定の法的効果を付与している現行法の考え方の延長線上に立てば、ペーパー B/L を発行する代わりに、その内容を一定の法的効果を付与された電子メッセージとして伝送し、運送人・運送品に対する権利義務関係の移転を行う方法が求められよう。

この場合、電子 B/L にペーパー B/L が有していたと同様の機能を付与するという UNCITRAL モデル法の第7条に示されている「機能的等価物 (functional equivalent) 概念」の考え方が重要であろう^{注(7)}。この考え方は、貿易業者が CIF 契約で取引をする場合、従来の書類引渡の機能を生かすことができる。また電子 B/L を貿易金融の担保として受け入れる金融機関の立場からも、信用状取引の書類審査の観点から、電子データにペーパー B/L と同等の効果を付与することは重要であると考えられる。

しかしながら現段階では新たな立法措置が採られない限り、商法第575条が、ペーパー B/L に付与した特殊な効力を、そのまま電子 B/L に認めることはできない。

したがって一般的には民法の一般法理を基礎とする「相対説」を前提として電子 B/L の物権的効力が説明されている。

1990年に採択した「電子式船荷証券のための CMI 規則」においては B/L 電子化の方法は、ペーパー B/L の受け渡しによる運送品の支配・処分権の移転に代えて、電子データ交換により、この移転を行うことになっている。その際に譲渡人、譲受人、船会社間のメッセージ交換による確認作業が義務付けられている。この CMI 規則では、運送品支配・処分権の移転のために次の4段階の手続きが必要となっている。(1)譲渡人から運送人への権利移転の通知、(2)運送人から譲受人への運送契約の開示、(3)譲受人から運送人への権利受領の通知、(4)運送人から譲受人への新しい「個人キー」の交付^{注(8)}。

CMI 規則に基づく電子 B/L についても、同規則による運送品引渡請求権の移転により、運送品に関する物権（間接占有）も移転する（民法184条）と解釈されている^{注(9)}。

したがって CMI 規則における指図による間接占有の移転の方法は、間接占有を有していた譲渡人が、直接占有者である運送人に対して、以後は譲受人のために占有すべき旨を指図し、かつ譲受人が間接占有者となることを承諾することである。

すなわち CMI 規則の特徴は、運送契約に関する電子データを登録して、現在の権利者から通知を受けて新権利者に電子データを伝送する登録機関として、運送品の直接占有者である運送人（船会社）が指定されており、運送人を通じて運送品支配・処分権を有する者を確定できるシステムになっているところである。

この CMI 規則に基づいて、“指図による占有移転”という理論構成により、荷為替信用制度の下において、貿易業者の間で運送品に対する物権（間接占有）が移転する場合を考えることにする。

まず最初に、売主が運送品を運送人に引き渡すことによって、代理占有関係が成立しなければならない。この時点で売主は間接占有者となる。次に、運送人に対して、売主は、買取銀行へ物権（間接占有）を移転する旨を指図（命令）する。それから当該買取銀行は、買主の信用状発行銀行へ、さらに信用状発行銀行は買主へと順次その旨の指図が行われ、かつそのつど譲受人が間接占

有者としての地位を承諾することに基づいて、運送品に対する代理占有関係を移転していく。最後に運送人が、買主に運送品を引き渡せば、代理占有関係は終了することになる^{注10)}。

このように、代理占有関係の移転による物権の譲渡は、第三者に対抗することができる（民法178条）。

Ⅳ. ボレロ B/L と物権・債権の移転

ボレロ (Bolero) においては、タイトル・レジストリー (Title Registry) で、貨物取引物品に関する権利は、Ownership (所有権) と Holdership (占有権) に分離して登録することで、利用者における所有権の問題を解消しているが、それらがどのような理論構成で移転していくか、という問題が残っている。

貿易取引を CIF 契約で行う場合、船積行為を契約に対する物品の充当行為の最も代表的なものと考えたと、船積時に分割所有権利益の理論に基づく受益利益 (beneficial interest) は、移転していると考えられる。

CIF 売買は、象徴的引渡を特徴としているため、ペーパー B/L の引渡が物品の引渡と同等の効力を有しており、B/L を譲渡することによって、航海中に船舶に積まれている物品をさらに第三者に移転することが可能となる。このためには B/L の発行形式が重要である。荷為替信用制度の下では、売主または手形買取銀行などの第三者の指図式の場合には、売主が担保利益を留保する意思があるものとされている。したがって船積時には所有権の一部である受益利益のみが買主に移転し、買主の代金支払 (手形の引受け) と同時に担保利益 (security interest) が消滅し、ここに至って初めて全所有権が買主に移転する。この全所有権移転時点が、ボレロで言う Ownership の移転と考えられる。

それでは全所有権が移転するまで、ボレロにおいてはどのような理論構成で占有権および債権が移転していくのであろうか。

ペーパー B/L は、運送契約上の運送品引渡請求権を化体した証券であり、運送契約に基づく債権関係は、B/L の交付・裏書によって移転し、B/L 所持

人のみが権利を行使しうることになっている。

この運送契約上の運送品の引渡請求権については、「指名債権の譲渡」（民法466条）または「更改」（民法513条）という方法により貿易関係者の間で運送品の引渡請求権を移転させることができるが、ポレロにおいては、運送契約上の地位については、運送契約を Novation（更改）して、新所持人（next holder）に対し、貨物に関する権利を与えるという法的構成を採っている^{注11}。

「更改」とは、旧債務を消滅させると同時に新債務を成立させるもので、債務者は、旧債権者に対して保有していた抗弁権などを持って新債権者には対抗できない。すなわち更改を運送契約に適用すれば、これによって運送人に対する債権者が交替することになる。

しかしながら、運送契約上の地位については運送人が新たに当該地位を譲り受ける者との間で再契約するという更改は、債権の同一性が維持されておらず、個別のものになることから、問題を残している。更改の構成を採用する理由の一つとして、大陸法系の国のほとんどが、書面による通知を要求している「債権譲渡（assignment）」を避けているからと言われている。しかし将来的には電子データも書面と同じ証拠能力を有するものとして該当することが明確になれば、選択肢も増えてこよう。

もう一つの債権の移転は、「指名債権の譲渡」がある。この債権譲渡によれば、債権の同一性を変えずに契約によって債権を移転させることが可能である。しかしながら同一債権を移転できる反面、債権に付随した抗弁権まで付着するところが難点となっている。

CIF 契約においては、船積の義務を履行するために、売主は、当然、船会社と契約の履行に必要な海上運送契約を締結しなければならない。このように CIF 契約では船舶の手配は売主となっている。そしてペーパー B/L を使用する CIF 取引では、運送人に対する権利の移転は、B/L の引渡により行われることになっている。「更改」という方法は、売主と運送人との間に締結された最初の海上運送契約は消滅させられ、新たに買主と運送人の間で同条件の運送契約が締結されるという再契約の形式を取る。CIF 契約では本質的に買主によ

る運送契約の締結という方法は採用していないので、この点「更改」は、この契約では理論的に受け入れ難い。

このように運送契約上の運送品引渡請求権の移転については、「指名債権の譲渡」または「更改」という二種類の方法がある。いずれにしても移転の手順としては、売主は、運送人に対する運送品の引渡請求権を他の貿易関係者に譲渡した旨を運送人に対して通知し、または運送人がその旨を承諾することによって移転するということになる。ボレロにおいては、ボレロ B/L の占有権 (Holdership) の移転に伴って、運送品引渡請求権が「更改」によって新所持人に移転することになっている^{注12}。

債権譲渡または更改を第三者に対抗するためには、債権者から債務者に対する通知あるいは債務者からの承諾について“確定日付のある証書”によるという対抗要件を充足することが必要となっている (民法467条2項、515条)。

したがって電子 B/L に移行した場合も、「指名債権の譲渡」と「更改」のどちらの方法を採用しようと、わが国では確定日付のある証書が必要である。

上述の対抗要件については、「公証人法および民法施行法の一部改正を含む商業登記法等の一部を改正する法律」(平成12年法律40号)が成立し、なかでも民法施行法第5条および第7条関係の改正により、「確定日付の付与」に当たる電子公証制度が創設された。その内容は、(1)指定公証人は、嘱託により、電磁的方式により電磁的記録に確定日付を付与することができる、(2)指定公証人は、確定日付を付与した電磁的記録を保存し、その内容に関する証明をすることができる、こととなっており、コンピュータを用いた電子的な方法による確定日付の取得が可能となった。

ボレロシステムにおける B/L の電子化の仕組みによると、運送品に対する占有権については、ボレロ・インターナショナル(運送人の代理人)を通じて、運送品に対する Constructive Possession (間接的占有) が、譲受人に Attornment (譲渡承認) によって移転することになっている^{注13}。

ボレロシステムの特徴の一つは、ボレロ・インターナショナルが、ボレロ B/L に関する権利移転の登録機関として機能するということである。一方、

CMI 規則が直接占有者である運送人を登録機関としている点が異なる。

このシステムを利用して CIF 取引を行う場合には、ボレロ・インターナショナルが、最初にボレロ B/L を発行する時には、荷送人 (shipper) は、to order party (指図式 B/L で次の B/L 上の権利者を指図を受けることができる人) を指定するか、blank endorse するかしなければならない。CIF 売買が転売を前提としているのであれば、consignee (記名式 B/L の特定荷受人) を指定することはできない。裏書譲渡が可能な形式が要求されよう。

運送品に対する物権 (占有権) の移転については、わが国では前述したように一般に「相對説」に基づく“指図による占有移転”で説明されている。すなわち間接占有を有した譲渡人が、直接占有者に対して、以後は譲受人のために占有すべき旨を命じ、かつ譲受人が間接占有者となることを承諾するという方法を取る。

ボレロシステムにおいては、直接占有者である運送人に対して指図するのではなく、ボレロ・インターナショナルに対して指図することになっている。この権利登録機関であるボレロ・インターナショナルは、運送人の代理人 (agent) となっている。ただ直接占有者でない者に指図することによって、相對説は成立するのであろうか、理論的に疑問が残る。

このボレロ・インターナショナルは、ボレロ B/L の発行人 (carrier) の代理人として、Attornment (譲渡承認) の通知を Constructive Possession (間接的占有) の譲受人に対して送信することになっているが、この Attornment の通知は運送人には送信されておらず、運送人は、直接占有者として権利の移転を把握していない。“指図による占有移転”という理論構成をとる以上は、運送人は、権利の移転の度に通知を受け、直接占有者として関与する必要があるものと考えられる。それができないのであれば、別の理論構成を考える必要があるのではなかろうか。

注

- (1) Sanders v. Maclean (1883) 11Q. B.D. 327, 341 (C.A.).
- (2) Sale of Goods Act (S. G. A.), § 20.
- (3) S. G. A. § 19 (2).
- (4) L.Vold, *Cases and Materials on the Law of Sales*, 3rd. ed., St. Paul, 1960, P. 130.
- (5) 八尾晃著『貿易・金融の電子取引』東京経済情報出版、2001年、P. 217.
- (6) 八尾、同書、P. 107.
- (7) UNCITRAL, UNCITRAL Model Law on Electronic Commerce, Article 17 (1) (3).
- (8) Comité Maritime International, CMI Rules for Electronic Bills of Lading (PARIS/ELECTRO/5), 1990, 7 (b).
- (9) 江頭憲治郎著「電子式船荷証券のための CMI 規則について」『海法会誌』復刊34号、1990年、P. 10.
- (10) 間宮順著「貿易取引の電子化の実態」『ジュリスト』No. 1183, 2000. 8. 1-15, P. 132.
- (11) Bolero Rule Book, 3. 5. 1.
- (12) Bolero Rule Book, 3. 5. 1, 3. 4. 1.
- (13) Bolero Rule Book, 3. 4. 2 (a).

主要参考文献

- 江頭憲治郎著「電子式船荷証券のための CMI 規則について」『海法会誌』復刊34号、1990年。
- 江頭憲治郎著「電子式船荷証券のための万国海法会規則と船積書類の革新」財団法人安田火災記念財団叢書 No. 35, 1991年。
- 河村寛治著「貿易取引の電子化をめぐる諸問題(上)(下)」『金融法務事情』No. 1541, 1542, 1999. 3. 15, 1999. 3. 25.
- 岸田雅雄著『企業取引法入門』日本経済新聞社、1996年。
- 上坂西三著『貿易慣習の研究』千倉書房、1950年。
- 財団法人金融情報システムセンター (FISC)『クロスボーダー取引における金融EDIに関する研究会 報告書(第一部)(第二部)』1998年、1999年。
- 高橋正彦著『貿易契約の法理』同文館、1964年。
- 中村弘著『貿易契約の基礎』東洋経済新報社、1983年。
- 西田哲也著「貿易金融EDIの最近の動向と課題」『NBL』No. 639, 1998. 4. 15.
- 新堀聰著「船荷証券(1)(2)」『国際金融』財団法人外国為替貿易研究会、No. 1057, No. 1059, 2000.12.15, 2001.2.1
- 新堀聰著『実践貿易取引』日本経済新聞社、1998年。
- 新堀聰著『貿易取引入門』日本経済新聞社、1992年。
- 西道彦著『現代貿易取引における CIF 条件の研究』同文館、1998年。
- 浜谷源蔵著『船荷証券と備船契約書』同文館、1976年。
- 間宮順著「貿易取引の電子化の実態」『ジュリスト』No. 1183, 2000. 8. 1-15.

八尾晃著『貿易・金融の電子取引』東京経済情報出版、2001年。

八尾晃著『国際取引と電子決済（改訂版）』東京経済情報出版、1999年。

山田鎌一・佐野寛著『国際取引法』有斐閣、1992年。

Alexander von Ziegler, Jutte H. Ronoe, *Transfer of Ownership in International Trade*, Kluwer Law International, 1999.

David M. Sassoon and H. Orren Merren, *C. I. F. and F. O. B. Contracts*, 4th ed., Stevens & Sons, London, 1995.

Paul Todd, *Bills of Lading and Documentary Credit*, 3rd ed., LLP Reference Publishing, London, 1998.